

企画情報課

1 平成24年度食品安全関係予算（案）の概要

◎全体像

平成24年度予算（案）	平成23年度予算額	増減額	前年度比
13,020百万円	12,703百万円	317百万円	102.5%

◎主要事項

○食品中の放射性物質対策の推進	717百万円
新たに設定する基準値について継続的に検証するとともに、円滑なモニタリング検査が行えるよう自治体の検査機器の整備に対する補助等	
○輸入食品の安全確保対策等の強化	10,108百万円
・輸入食品の監視体制等の強化	1,831百万円
検疫所における輸入食品モニタリング検査の充実等	
・BSE対策など食肉の安全確保対策の推進	734百万円
BSE検査キットに対する国庫補助の継続等	
○食中毒対策の推進	74百万円
○残留農薬等の安全確保対策の推進	1,043百万円
・残留農薬等ポジティブリスト制度等の推進	875百万円
・食品汚染物質の安全確保対策の推進	50百万円
・食品用容器包装等の安全確保対策の推進	84百万円
・健康食品の安全確保対策の推進	33百万円
○その他	
・食品安全に関する情報提供や意見交換（リスクコミュニケーション）の推進	11百万円
・食品の安全の確保に資する研究等の推進	985百万円

※計数には他局計上分も含む。

平成24年度 食品安全関係予算額(案)総括表

事 項	平成23年度 予 算 額 (A)	平成24年度 予 算 額 (案) (B)	対 前 年 度 増 △ 減 額 (B)-(A)	対 前 年 度 比 率 (B)/(A)
	百万円	百万円	百万円	
1 食品中の放射性物質対策の推進	< 0 > 0	< 717 > 203	< 717 > 203	
2 輸入食品の安全確保対策等の強化	< 10,226 > 9,494	< 10,108 > 9,374	< △ 118 > △ 121	98.8% 98.7%
(1)輸入食品の監視体制等の強化	2,001	1,831	△ 170	91.5%
(2)その他の食品安全対策等	< 8,225 > 7,493	< 8,277 > 7,542	< 52 > 49	100.6% 100.7%
3 食中毒対策の推進	< 74 > 73	< 74 > 73	< 0 > 0	100.2% 99.9%
4 残留農薬等の安全確保対策の推進	1,164	1,043	△ 121	89.6%
(1)残留農薬等ポジティブリスト制度等の推進	993	875	△ 118	88.2%
(2)食品汚染物質の安全確保対策の推進	51	50	△ 1	97.6%
(3)食品用容器包装等の安全確保対策の推進	75	84	10	113.3%
(4)健康食品の安全確保対策の推進	45	33	△ 12	73.1%
5 食品安全に関する情報提供や意見交換の推進	< 13 > 12	< 11 > 10	< △ 2 > △ 2	81.4% 80.7%
6 食品安全に関する研究の推進	< 1,140 > 0	< 985 > 0	< △ 155 > 0	86.4%
7 その他の食品安全関係経費	0	0	0	97.6%
合 計	< 12,703 > [5,825] 10,875	< 13,020 > [5,672] 10,785	< 317 > [△ 153] △ 90	102.5% 97.4% 99.2%

注1. 計数は、それぞれ四捨五入しているため、端数において合計と一致しない場合がある。

2. 上段< >は他局計上分を含む。

3. 2(2)の下段の数字は検疫所の人件費を含んでおり、合計欄の[]は検疫所の人件費分。

平成24年度食品安全関係予算の主要事項

1 食品中の放射性物質対策の推進【復旧・復興】

717百万円

(要 旨)

食品中の放射性物質の安全対策を推進するため、新たに設定する基準値について、食品の汚染状況や摂取状況を調査し、継続的に検証するとともに、国において流通段階での買上調査を実施するなどの対策を推進する。

また、新たに設定する基準値の下で円滑にモニタリング検査が行えるよう、自治体の検査機器の整備に対して補助を行うとともに、食品中の放射性物質に関する調査研究を行う。

2 輸入食品の安全確保対策等の強化

10,108百万円(10,226百万円)

(1) 輸入食品の監視体制等の強化

1,831百万円

(要 旨)

検疫所の輸入食品のモニタリング検査について、細分化した食品群ごとの輸入量、違反率等の分析に基づき必要な検体数に対応できる体制整備を進める。

輸出国における食品安全対策の調査・評価を推進しつつ、計画的に現地査察を実施することにより輸入食品に関する問題の早期解決を図る。また、問題事案発生の事後的な場合のみならず、事前に改善措置等を講ずることを含めた輸出国における対日輸出食品の生産・製造工程における衛生管理の実態調査、二国間協議等を行う。

平成22年5月に締結された「日中食品安全推進イニシアチブ」に基づき、日中間で輸出入される食品の安全性向上のため、閣僚級定期協議、実務者レベル協議・調査を行うなど、食品安全分野における交流及び協力を引き続き推進する。

(2) BSE対策など食肉の安全確保対策の推進

734百万円

(要 旨)

と畜場法に基づくBSE等の検査キットの整備に対する補助(補助率:10/10、補助対象:21か月齢以上の牛、12か月齢以上のめん羊及び山羊)を引き続き行う。

また、牛用の不働化設備の整備に要する費用についても引き続き補助を行う。

さらに、米国及びカナダ産牛肉の対日輸出プログラムが確実に実施されていることを確認するため、定期的に日本向け輸出食肉処理施設等の査察を行う。

3 食中毒対策の推進 74百万円 (74百万円)

(要 旨)

近年の大規模・広域化した食中毒事件等の被害拡大防止のため、菌株収集等による原因究明調査を行うとともに、担当官を現地に派遣し疫学調査の支援等を行うなど、食中毒対策を推進する。

4 残留農薬等の安全確保対策の推進

1,043百万円 (1,164百万円)

(1) 残留農薬等ポジティブリスト制度等の推進 875百万円

(要 旨)

・残留農薬等ポジティブリスト制度の推進 337百万円

食品に残留する農薬等の安全確認のため、ポジティブリスト制度への移行に伴い暫定的な残留基準を設定した758農薬等の基準値について、加工食品の試験法の開発を進めつつ、安全性評価を踏まえた見直しを行い制度の着実な推進を図る。

・食品添加物の安全性確認の実施等 538百万円

指定時期が古い指定添加物等について、遺伝子組換え動物を用いた毒性試験などバイオテクノロジーの進歩を活用しつつ、安全性の見直しを計画的に実施するとともに、国際的に安全性が確認され、汎用されている添加物の指定等を推進する。

(2) 食品汚染物質の安全確保対策の推進 50百万円

(要 旨)

食品中の汚染物質対策について、基準設定、低減方策などの安全性確保や国際基準等への対応を図る。

また、食品汚染の原因物質となりうる自然毒及び製造副生成物について、含有濃度実態調査や規格基準を設定するための試験検査を実施する。

(3) 食品用容器包装等の安全確保対策の推進

84百万円

(要 旨)

食品用容器包装及び乳幼児用おもちゃ等について、安全性確保のための調査・試験を行い、規格基準の見直しを行う。

また、食品用容器包装等に用いられる化学物質の規制については、既に欧米においてポジティブリスト制度が導入され、国際基準となりつつあることから、海外規制状況等の基礎データを収集し、溶出、毒性試験を実施するなど、規制の見直しに向けた調査検討を行う。特に、平成24年度においては、ナノマテリアルの使用実態に関する調査を実施する。

(4) 健康食品の安全確保対策の推進

33百万円

(要 旨)

いわゆる健康食品による健康被害を未然に防ぐため、食品成分について安全性試験や分析調査を行うとともに、被害発生時の迅速かつ適切な対応を図る。

また、遺伝子組換え食品について、技術開発の進展による申請件数の増加に対応するため、効率化を図りつつ、審査を円滑に実施する。

5 食品安全に関する情報提供や意見交換(リスクコミュニケーション)の推進

11百万円 (13百万円)

(要 旨)

消費者の意識の高まりに対応するため、食品安全基本法、食品衛生法に基づき、また、食育を推進する観点から、厚生労働省が実施する食品安全に関する施策について、消費者等への積極的な情報の提供や双方向型の意見交換会を開催する。

6 食品の安全の確保に資する研究等の推進

985百万円 (1,140百万円)

(要 旨)

食品の安全確保に関する様々な課題に対し、科学的根拠に基づく調査を進めるとともに、ダイオキシン類の人体への影響に関する調査研究を実施し、油症研究の充実を図る。

2. カネミ油症対策について

従前の経緯

- カネミ油症については、平成20年度に、油症患者を対象として健康実態調査を実施し、現在の健康状態、病歴、治療歴、家族等に関して回答いただいた。
- 健康実態調査の調査結果については、油症研究の加速的推進に資するための解析を行うため、平成21年度に「油症患者健康実態調査の解析に関する懇談会」を設置し、平成22年3月、同懇談会により健康実態調査結果の報告書が取りまとめられた。
- 患者の医療費等については、原因企業であるカネミ倉庫が負担している。

今後の取組

- 健康実態調査については、全国油症治療研究班に調査結果を提供したところであり、今後、同研究班においてさらなる分析を行うとともに、引き続き、患者に対する検診等、油症の診断及び治療に関する研究を実施することとしている。
- なお、新たに得られた科学的・医学的知見については、国内外に対する広報及び認定患者のかかりつけの医師等に対する周知を図ることとしている。

都道府県等に対する要請

- 全国油症治療研究班が患者に対する追跡調査を実施するに当たっては、引き続き、全国11箇所の都府県・市と連携しつつ、患者へのお知らせ等をお願いする。
- 認定患者の居住地の移転に関する連絡を受けたときは、引き続き、検診のお知らせ等に係る当該認定患者への連絡方法など、必要な情報を移転先の都道府県に提供するよう、お願いする。

3. 森永ひ素ミルク中毒被害者救済事業に対する行政協力

従前の経緯

- 「三者会談確認書」（昭和48年12月23日）に基づき、「(財) ひかり協会の行う事業に対する協力について（依頼）」（平成21年4月1日食安企発第0401001号 食品安全部企画情報課長通知）等により、(公財) ひかり協会が実施する森永ひ素ミルク中毒被害者救済事業に対する行政協力を都道府県等に要請している。
- 平成21年8月、(財) ひかり協会が厚生労働省の推薦を受けて発行する「保健・医療・福祉・労働などの市町村の行政協力について」と題するパンフレットを改定して都道府県等に配布した。
- 昨年11月、「平成23年度森永ミルク中毒事件全国担当係長会議」を開催した。

今後の取組

- 引き続き、「三者会談確認書」に基づき、「森永ひ素ミルク中毒の被害者を守る会」等と協議しつつ、(公財) ひかり協会が実施する森永ひ素ミルク中毒被害者救済事業に対する行政協力を都道府県等に要請することとしている。

都道府県等に対する要請

- (公財) ひかり協会が実施する森永ひ素ミルク中毒被害者救済事業に対する行政協力については、引き続き、次に掲げる3点をお願いする。
 - ① 窓口担当部局において、保健医療、障害福祉等を担当する部局のほか、都道府県労働局、市町村、保健所等の関係行政機関との連絡調整を図るための会議を定期的開催すること。
 - ② (公財) ひかり協会が開催する関係者間の連絡調整を図るための会議（地域救済対策委員会等）に対する出席の要請を受けたときは、可能な限り対応すること。
 - ③ 「森永ミルク中毒事件全国担当係長会議」等を通じた厚生労働省から都道府県等への伝達の内容については、市町村等に対する周知を徹底すること。

4. 食品の安全に関するリスクコミュニケーションの取組

従前の取組

- 厚生労働省においては、関係府省庁と連携しつつ、食品の安全に関するリスクコミュニケーションを推進している。
 - ※ リスクコミュニケーションとは、リスク分析の手法の重要な一要素としての関係者相互間の情報及び意見の交換をいう（食品安全基本法第13条、食品衛生法第64条及び第65条等参照）。
- 具体的には、BSE対策の再評価、食品中の放射性物質対策、輸入食品の安全性確保等に関する意見交換会の開催を始め、ホームページの充実、パンフレット等の作成、消費者団体や事業者団体との交流等に取り組んでいる。
- そのほか、都道府県等が開催する意見交換会に対しても、可能な限り講師やパネリストの派遣等を行うなど協力している。

今後の取組

- 今後とも、意見交換会の開催等に積極的に取り組むこととしている。
- あわせて、リスクコミュニケーションが一層効果的なものとなるよう、リスクコミュニケーションの手法の改善に努めることとしている。

都道府県等に対する要請

- 厚生労働省としては、意見交換会を開催するに当たり、関係の都道府県等との共催とすることが一層効果的であるものと認識しているため、引き続き、厚生労働省が開催する意見交換会に対する関係の都道府県の御協力をお願いする。
- 各都道府県等においても、食品安全基本法や食品衛生法の規定の趣旨を踏まえ、地域住民に対するリスクコミュニケーションを一層推進するよう、お願いする。
厚生労働省としても、引き続き、可能な限り講師やパネリストの派遣等を行うなど協力することとしている。

国際食品室

1 コーデックス委員会への対応

従前の経緯

- コーデックス委員会は、昭和38年に国際連合食糧農業機関（FAO）及び世界保健機関（WHO）によって合同で設立された国際機関であり、消費者の健康を保護するとともに、食品の公正な取引を確保するため、国際貿易上重要な食品の安全及び品質の基準などを策定している。コーデックス委員会には、平成23年7月現在、184カ国及び1機関（EU）が加盟しており、総会、執行委員会、一般問題部会（10部会）、個別食品部会（11部会）、特別部会（1部会）と地域調整部会（6部会）が置かれている。
- コーデックス委員会によって策定される食品規格は、我が国における食品のリスク管理にも大きな影響を及ぼすため、厚生労働省としても、関係府省等の関係機関と連携しつつ、積極的に参画している。
- 日本は、食品の安全について横断的に議論する一般問題部会（残留農薬部会、食品汚染物質部会等）に継続的に参画し、日本の実態が反映されるように取り組んできた。特に、平成12年から平成19年まで「バイオテクノロジー応用食品特別部会」の議長国を務めて、遺伝子組換え植物由来食品の安全性評価の実施に関するガイドライン等の作成に貢献した。
- 平成22年5月及び平成23年7月には、「食品中の微生物規格設定及び適用のための原則」を改訂する作業部会の座長国をフィンランドと共同で務めた。平成24年第2四半期には再度、同作業部会の開催を予定している。この作業部会で作成された案は第44回食品衛生部会（平成24年11月）で検討される予定である。
- また、平成19年7月から平成23年6月まで、コーデックス委員会の運営方針等を議論する執行委員会のアジア地域代表を務めた。平成23年7月からは、アジア地域調整国に選出され、平成24年11月には東京で第18回アジア地域調整部会の開催を予定している。

- 厚生労働省は、農林水産省と共同で、「コーデックス連絡協議会」を開催し、コーデックス委員会の活動や我が国の取り組みについて、国内の消費者をはじめとする関係者に対して情報提供し、意見を聴取している。

今後の取組

- 食品の安全に関連するコーデックス文書に我が国の意見が十分に反映されるよう、今後ともコーデックス委員会に積極的に参画する。
- 厚生労働省のホームページを通じたコーデックス委員会の活動の情報提供を、より一層充実させる。

都道府県に対する要請

- 我が国における食品の安全に関する意見をコーデックス委員会において策定される食品規格に十分に反映させるに際し、都道府県等における食品の安全に関するデータや食中毒情報等が必要となる場合もあるため、その際には、都道府県等の御協力をお願いする。

検疫所業務管理室

検疫所における輸入食品の監視体制の強化

従前の経緯

○ 我が国の供給熱量ベースでの総合食料自給率は、39%にとどまっており(農林水産省「平成22年度食料需給表」)、輸入食品の安全性の確保は、国民の関心が非常に高い極めて重要な課題となっている。

○ このような中で、全国31か所の検疫所においては、393人の食品衛生監視員を配置し、輸入食品等に係る輸入時検査を実施している。

○ 具体的には、食品等の輸入の届出は、平成22年度には、10年前と比較して約1.3倍に相当する約200万件に達している。このうち、検疫所が輸入食品等に係るモニタリング検査、命令検査等の輸入時検査を実施したものは、12.3%に相当する247,047件(重複を除く。)となっている。また、食品衛生法違反に該当するものと確認されたものは、0.1%に相当する1,376件(重複を除く。)となっている。

(注) 食品衛生法違反に該当するものと確認されたものの内訳を見ると、第11条違反が771件、第6条違反が407件、第10条違反が113件、第18条違反が124件、第9条違反が1件、第62条違反が18件となっている。

今後の取組

- 平成24年度予算案では、検疫所に配置される食品衛生監視員を6名分増員（放射性物質検査員の2名を含む）して399名とすることを盛り込んでいる。
- 平成24年度輸入食品監視指導計画については、パブリックコメント手続を実施するとともに、意見交換会を開催したところであり、それらの結果を踏まえ、本年3月中に公表することとしている。その中では、検疫所で実施されるモニタリング検査の件数を平成23年度モニタリング計画から3,800件分引き上げて89,900件とする予定である。

都道府県等に対する要請

- 厚生労働省としては、検疫所における食品等に係る輸入時検査を効果的に実施するためには、都道府県等における国内流通食品に係る監視指導と密接に連携することが重要であるものと認識している。具体的には、国内流通段階で輸入食品等が食品衛生法違反に該当すると判明した場合には、その旨が都道府県等から厚生労働省へ報告されることにより検疫所における輸入食品等に係る輸入時検査に反映されることとなる。このため、引き続き、都道府県等と厚生労働省との間で必要な情報の共有に対する御配慮をお願いする。